

政府備蓄米の無償交付 手引き

学校等給食用

学習教材用

試食会用

令和8年7月
農林水産省農産局穀物課

学校等への政府備蓄米の無償交付について



食育の一環として、ごはん食の推進を支援します

未来を担う子どもたちに、
ごはん食のおいしさや重要性を知ってほしい。

政府備蓄米の活用について

農林水産省では、幼児・児童・生徒に対し「米の備蓄制度」をはじめ「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食等に使用する米の一部に対し、政府備蓄米を無償で交付します。

1 活用いただく用途は、以下の3つです。

- ①学校等給食用 米飯給食（米粉パン等を使用した給食を含む）の実施回数を前年度よりも増加させる場合に、増加する実施回数分を交付します。
- ②学習教材用 調理実習や野外活動など、各学校等の学習教材用として交付します。
- ③試食会用 幼児・児童・生徒・保護者・教職員、給食調理員などの方を対象とする試食会用に交付します。

2 交付申請期間
通年受付（交付された政府備蓄米を当該年度で全量使用いただく必要がありますので、余裕をもって申請願います）

3 交付申請先（P6参照）
北海道農政事務所、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局

4 申請書類関係（農林水産省のホームページ参照）
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

（お問い合わせ先）
農林水産省農産局穀物課穀物安定供給対策班
（ダイヤルイン：03-3502-7950 対応時間：9時～17時）
（12～13時を除く）

目 次

1 政府備蓄米の無償交付について	1
手続き①(交付申請)	2
手続き②(交付決定～受取)	3
手続き③(使用報告)	4
Q & A	5
2 申請書の提出先	6

1 政府備蓄米の無償交付について

農林水産省は、将来の米消費の主役である児童・生徒・幼児等に、食農教育の一環として、政府備蓄米制度の理解促進に加え、「ごはん食」を通じた食育の推進を図る目的で、平成10年度から、学校給食で使用する米の一部について、政府備蓄米を無償で交付しています。

利用の用途は、①学校等給食用、②学習教材用(調理実習等用)、③試食会用があります。政府備蓄米の無償交付を希望する学校等(受益者)は、交付申請を行う団体等(都道府県、市区町村、都道府県学校給食会などの交付申請者)に予め御相談下さい。

政府備蓄米を使用する学校等及び交付申請を行う団体等

政府備蓄米を使用する学校等 (受益者)	交付申請を行う団体等 (交付申請者)
・公立の「小中学校」、「夜間高等学校」、「特別支援学校」、「幼稚園」	都道府県、市区町村、都道府県学校給食会
・私立の「小中学校」、「幼稚園」	学校法人等、都道府県学校給食会
・国立の「小中学校」、「幼稚園」	国立大学法人、都道府県学校給食会
・児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」 ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」	市区町村
・児童福祉法第59条の2第1項に掲げられる事項を届け出た施設(いわゆる認可外保育園)	都道府県、指定都市、中核市及び都道府県の特例を受けている市町村

利用の用途等について

申請区分	利用できる用途	理解促進の具体例
① 学校等給食用	・小中学校や幼稚園等での給食(米飯給食や米粉パン等を使用した給食) ・米飯給食の実施回数を前年度より増加させること	献立表や給食だより等を用いて、「政府備蓄米の役割」と「ごはん食や米飯給食の重要性」などを説明。
② 学習教材用 (調理実習等用)	・学習活動において、米飯に対する理解増進を目的に行う調理実習、野外活動等	調理実習や野外活動の場で、「政府備蓄米の役割」と「ごはん食の特徴」などを説明。
③ 試食会用	・学校等での幼児・児童・生徒・保護者等を対象に、米飯給食の推進を目的に行う試食会	試食会のチラシ等を用いて、「米の備蓄制度」と「米飯給食の現状や新たなメニュー」などを説明。

手続き①(交付申請)

交付申請の手続き

1 無償交付制度の利用相談

制度を利用したい受益者は、交付申請者に対して、

- ①学校等給食用
- ②学習教材用(調理実習等)
- ③試食会用

毎にご相談願います。

※受益者毎の相談先はP1の左図でご確認下さい。

※お米を受け取るまでの手続きに時間を要しますので、余裕をもって早目に御相談下さい。

2 交付申請書の提出

受益者からの希望数量等を取りまとめた交付申請者は、

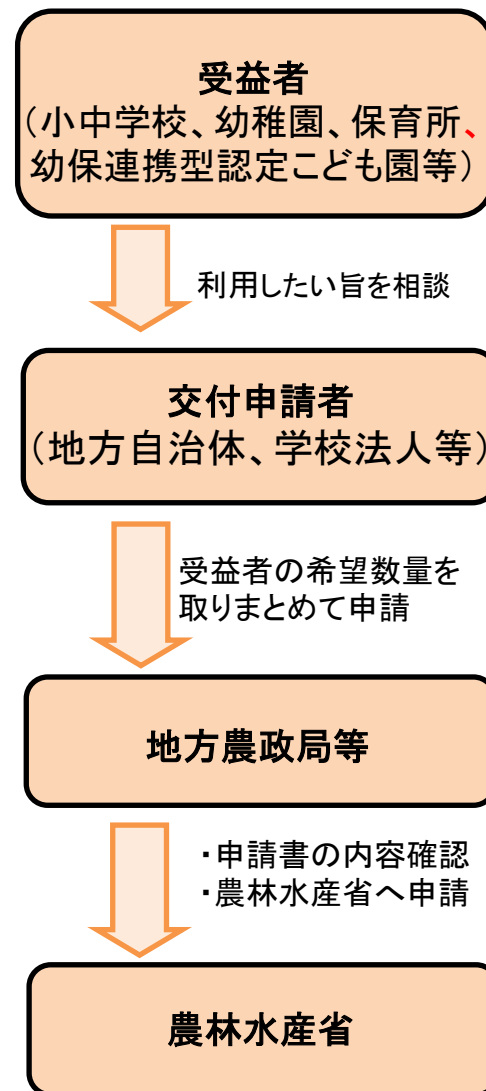
(1)地方農政局長等あてに、

- ①様式2
- ②様式2号－別紙1
- ③様式2号－別紙2
- ④様式2号－別紙5(学校等給食用)
- ⑤様式2号－別紙6(調理実習等学習教材用、試食会用)

を提出願います。

(2)「交付申請書」の添付資料として、

- ①月別回数の実績と使用計画
- ②用途及び申請数の内訳
- ③備蓄制度等への理解促進を図るための具体的な手法を記載した資料を任意の様式で作成し、交付申請書に添付してください。



手続き②(交付決定～受取)

米穀の受取までの手続き(配送の場合)

1 交付決定の通知

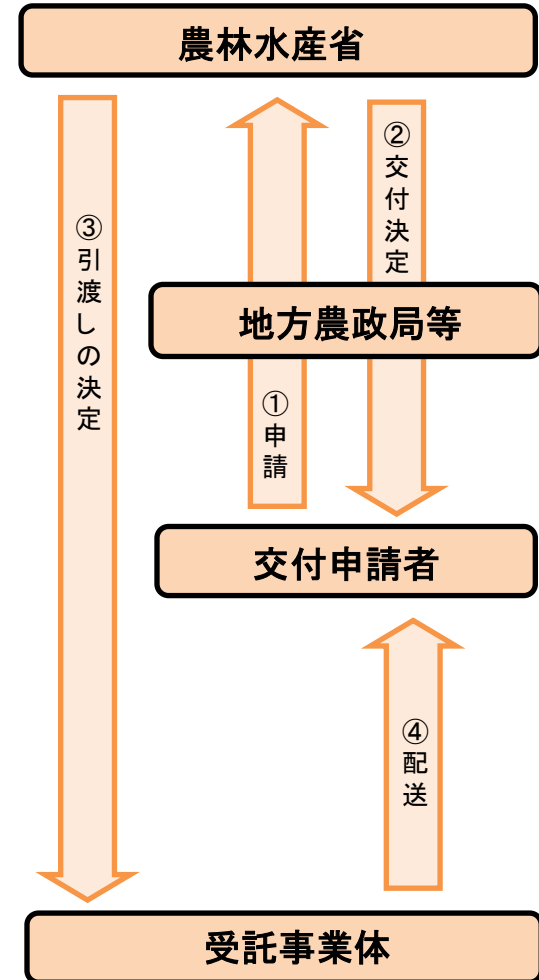
農林水産省において、「交付申請書」の内容確認後、交付決定の手続きを行い、農林水産省から地方農政局等を通じて、交付申請者に「交付決定書」が通知されます。

2 政府運送による米穀の引渡し

農林水産省と受託事業体(※)との間で引渡し決定を行い、受託事業体が交付申請者の指定した配送先へお届けします。

なお、運送に要する経費は国が負担します。

※受託事業体：農林水産省から、政府所有米穀の販売、保管、運送等の業務を委託された者



手続き③(使用報告)

使用報告の手続き

1 政府備蓄米の活用取組

(1) 受益者は、交付された備蓄米を使用した場合、

- ①学校等名
- ②使用した年月
- ③使用数量
- ④使用用途等

を記録して下さい。

(2) 学校等給食用に使用した場合、

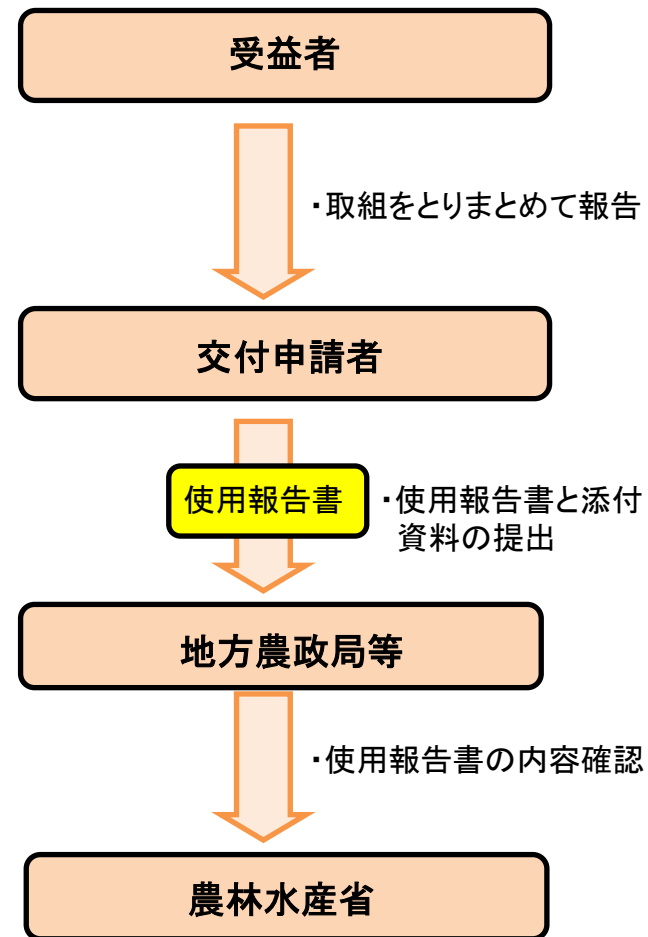
- ①「月別回数の実績」
 - ②「備蓄制度への理解促進の取組」を行った内容
- について資料を作成して下さい(様式は任意)。

(3) また、調理実習や試食会で使用した場合、

- ①当日の使用状況
 - ②調理実習については、米飯に対する理解の増進を行った内容
 - ③試食会については、米飯給食を推進する取組を行った内容
- について、写真等を用いて添付資料を作成して下さい(様式は任意)。

2 使用報告書の提出(交付を受けた年度内に使用を完了)

交付申請者は、受益者の取組を確認し、
「使用報告書」及び上記1の書類を添付のうえ、
米飯給食の実施回数が確定してから1か月以内に
地方農政局等に提出して下さい。



(米飯給食の実施回数が確定してから1か月以内に提出)

政府備蓄米の無償交付に係る主なQ&A（学校等給食用）

令和8年7月

番号	質問	回答
1	政府備蓄米が届くまでどれぐらいの期間がかかりますか。	交付申請書の内容確認後引渡しなどの調整等のため、約2ヶ月間を要しています。このため、交付申請の時期は、各学校での使用時期などを考慮しつつ、早目の提出をお願いします。
2	交付される政府備蓄米はどのようなお米になりますか。	交付する政府備蓄米は、基本的に直近の年産のお米になります。 また、保管倉庫等の事情により、産地・品種等を指定することはできません。
3	交付される政府備蓄米は、玄米又は精米を選ぶことはできますか。	精米（無洗米）のみの交付となります。
4	交付が決定した場合の引渡し方法を教えてください。	原則として交付申請書に記載いただいた配送先へお届けします。
5	交付数量に上限はありますか。	申請数量は、米飯給食回数が前年度若しくは過去5年以内に交付を受けた年度の実施回数と比べて多い方から、増加した回数による数量分が上限となります。 交付数量は、30kg単位（30kgの倍数）となりますので、御留意下さい。例えば、所要数量が70kgの場合であっても交付申請できる数量は60kgとなります。
6	交付対象の「幼保連携型認定こども園」はどのような組織ですか。	幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持つもので、教育・保育を一体的に行う施設で、都道府県等から認可・認定を受けた施設です。なお、無償交付の申請手続きを行う者は、市区町村になります。
7	6の「幼保連携型認定こども園」以外の「幼稚園型」「保育園型」「地域裁量型」の認定こども園も対象になりますか。	「幼稚園型認定こども園」は学校等のうち幼稚園として、「保育所型認定こども園」は保育所として、「地域裁量型認定こども園」は、保育所等のうちいわゆる認可外保育園となりますので、それぞれの申請手続を行う団体から申請して下さい。（本資料のP1参照）
8	過去に調理実習や試食会として交付実績がある学校でも申請できますか。	過去に交付実績がある学校においても、調理実習や試食会用として交付の対象となります。
9	交付された政府備蓄米の使用期間は決められていますか。	交付された年度内に使用を終えることが必要になります。
10	保育所等において、おやつも米飯給食として回数に含めて良いでしょうか。	おやつ（ごはん及び米粉パン等により米穀を提供）を回数に含めることができます。なお、使用計画書と使用報告書には給食とおやつを区分して作成の上、提出してください。

2 申請書の提出先

交付申請書等は、各都道府県、各都道府県学校給食会、市区町村、国立大学法人、学校法人等を通じて各地方農政局等へ提出をお願いします。

都道府県区分	地方農政局等
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課 syokuiku_gohan_hokkaido@maff.go.jp 011-330-8808
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_tohoku@maff.go.jp 022-263-1111（内線4056）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_kanto@maff.go.jp 048-740-0403（内線3315）
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_hokuriku@maff.go.jp 076-232-4302（内線3327）
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_tokai@maff.go.jp 052-223-4623
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_kinki@maff.go.jp 075-414-9021（内線2344）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_chushi@maff.go.jp 086-224-9411
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_kyushu@maff.go.jp 096-300-6225（内線4428）
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 syokuryo-okinawa.c7x@ogb.cao.go.jp 098-866-1653（内線83366）